

## 非正規センター・ゆい会員通信

2009年3月6日  
第 2 号



NPO法人ゆうせい非正規労働センター

東京事務所

東京都千代田区外神田6-15-14-502

関西事務所

兵庫県姫路市西中島208-4-201

Tel&amp;Fax 079-222-0738

# NPO法人認証・設立しました

## NPO法人設立に至る経過と今後の課題

NPO法人ゆうせい非正規労働センター  
理事長 稲岡 次郎

### ☆特定非営利活動法人

#### ゆうせい非正規労働センター設立

2月25日、NPO法人設立に関する登記手続きがすべて完了し、東京法務局に登記を申請した日が登記日となりますので、「特定非営利活動法人ゆうせい非正規労働センター」は2009年2月18日設立となりました。

2008年9月7日、岡山市民会館で「ゆうせい非正規労働センター設立総会」を行って以降5ヶ月以上経過し、この間任意団体として活動を進めてきましたが、やっと正式に「NPO法人ゆうせい非正規労働センター」と名乗ることができます。

### ☆NPO法人設立決断

郵政民営化直前の2007年9月23日に開催しました「第4回ゆうメイト全国交流会アピール」において、「ゆうメイト交流会はさらに多様な非正規雇用の仲間を開かれた運動団体として飛躍していかなければならない。これまでのボランティアの交流会運動から社会的に認知され活動が保障される民間運動団体として歩み出そう。」と決議し、ゆうメイト全国交流会スタッフ会議でNPO法人設立を決め、準備を進めてきました。

### ☆NPO法人設立までの経過

NPO法人は一般的な法人=会社とは異なり、発起人が設立を決議し登記が完了すれば法人設立とはなりません。内閣府の承認を得、その承認に基づき法人としての登記をしなければならず、しかも、最低2か月間、内閣府に申請書類が一般的に公開され、内閣府のホームページからもその申請書類が閲覧できるようにし(縦覧期間)、その申請内容が特定非営利活動法人として不適切であるとの異議をだれでも内閣府に申立てることができるようになっています。

### ・名称に「ゆうせい」を

まず、NPO法人設立を決意し、手続を開始するに当たり「ゆうせい」という名前をつけることそのものから悩みました。郵政期間雇用社員21万人と膨大な非正規雇用労働者が雇用されているとはいえ、NPO法人は「特定の団体や個人を対象としたものであってはならない」ことが基本になっているからです。

しかし、私たちの活動を進める基本的立場からしても「ゆうせい」をはずすわけにはいきません。また、私たちが進めようとしていますのは、郵政グループの非正規雇用労働者はもちろん、関連する多くの会社の非正規労働者、さらには委託・請負・派遣の労働者の労働条件改善・均等待遇実現を求めることであり、そして、そのことは郵政内や関連企業の枠を超えた、広範な非正規問題を取り組む諸団体等との連携を深め、共に運動を進めていくことが重要であることはいまでもありません。

さらには、一大民間企業である郵政グループにおける非正規雇用労働者の労働条件改善を実現させる取り組みは、その会社としての社会的責任の大きさからしても、一企業にとどまらず社会的に大きな影響を与えることは間違いありません。

それらを踏まえ、内閣府とも話しをするなかで、「定款」(労働組合で言えば「規約」にあたる)で、「日本郵政グループの期間雇用社員及び関連会社で働く非正規雇用労働者を中心として非正規雇用労働者の教育・啓蒙・交流・意見交換・労働相談などの事業を行い、非正規雇用労働者の自立・支援に寄与することを目的とする。」と「中心として」の一文を明記することによって、特定の郵政グループのみを対象としないことを明らかにしました。

### ・内閣府訂正の遅れと少しの心配

しかし、9月27日に申請書を提出したにもかかわらず、内閣府から書類上の不備(文言訂正や予算関連で

の具体的計画の追加)を指摘されたのが11月に入ってからという内閣府の事務手続きの「遅さ」で、書面の再提出を余儀なくされ、申請受付日は訂正後の11月12日となりました。

そして、前述の通り、縦覧期間2ヶ月が過ぎ、再提出から3ヶ月後の09年2月12日付けで、内閣府より「設立認証」が到着となりました。

この内閣府の縦覧期間中に、郵政会社からこのような団体は承認すべきでないといった申立が出されるのではないかといういらぬ心配?も少しありましたが、郵政もそこまでではなかったようです。

「設立認証」が完了すれば、あとは登記するのみで、書面が正規に提出される限り問題は無く、2月18日の申請も無事完了し、NPO法人設立となりました。

## ☆今後の課題

やっと設立できたというのが実感ですが、これは始まりで、これからが本番です。

NPO法人としてどのような運動をしていくのか、何ができるのか、何をしなければならないのか、多くの課題に直面しています。

現在の厳しい非正規雇用労働者をとりまく状況のなかで、やらなければならない課題は山積しているといえます。

しかし、できることから着実に進めることが重要です。背伸びも必要ですが、しすぎると倒れます。

まず、第1に、この1年、NPO法人ゆうせい非正規労働センターとして、各地域で正規、非正規も含めた学習会・交流会の開催を必ず開催していくことから始めたいと思います。その学習会・交流会での意見

集約を持ち寄り、今後の取り組みにつなげていくことが重要でしょう。

第2に、現在ホームページを通じて期間雇用社員の要求集約の試みも行っていますが、会員の皆さんからも多くの意見をお願いしたいと思います。それをまとめたき台として論議をさらに深めたいと思います。

第3に、NPO法人ゆうせい非正規労働センターの活動を進めていくなかで、事務局体制を確立していくことも必要です。各地域で準備を進めたいと思います。

第4に、会員拡大です。09年2月末で50名の会員ですが、次回総会(9月予定)には郵政の正規・非正規労働者だけではなく、関連企業の仲間や退職者の方々を含め100名の会員で総会を迎えたいものです。

そして、個々の会員の置かれている立場を尊重しあい、会員が自由に意見を出し合い、相互に論議を深め、共に活動を進める、このことを基本としていきます。

皆さんからの意見については、各会議で報告していただくことはもちろん、いつでもメールでお寄せ下さい。

非正規雇用をとりまく情勢は極めて厳しいといえます。しかし、それは逆に「好機」でもあります。共にがんばりましょう。

**非正規労働者の闘いは  
時代を大きく変えていく  
その主人公なのです**

**副理事長 東 節雄**

いよいよゆうせい非正規労働センターが本格的なスタートを切ります。

約5年の「ゆうメイト全国交流会」の蓄積の上で、それをどのように発展させていくかが大きな鍵になります。

まず、進めていきたいのは「ゆうせい非正規労働センター」の各県版、各地方版を作っていくことです。岡山でも、そして中国地方でも準備がおこなわれています。

それを労働組合に所属している人も、そうでない人も身近なところでお互いに仲間として繋がっていき、助け合う、そんな場所にするのです。

そして取り組みとしては、非正規労働者の皆さんが本当に知りたいこと、役に立つことを目的とした学習会や要求づくりだと思います。労働組合に入っている人は、労働組合への要求、提言も必要だと思います。

もう一つは会社のただ働きや36協定違反などの違法行為を見逃さず摘発、告発していくことも必要だと思います。

また、なによりも必要なのは「雇い止め」や非正規

★

府国生第114号  
平成21年2月12日

住所 兵庫県姫路市西中島208番地4サンワプラザ花北201号  
氏名 福岡 次郎 殿

内閣府国民生活局長

特定非営利活動法人の設立認証について (依命通知)

平成20年11月12日付けで申請を受け付けた特定非営利活動法人ゆうせい非正規労働センターの設立については、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第12条第1項の規定に基づき認証されたので、命により通知します。

記

1. 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ゆうせい非正規労働センター
2. 代表者の氏名 福岡 次郎
3. 主たる事務所の所在地  
東京都千代田区外神田6-15-14 外神田ストーク502号
4. 従たる事務所の所在地  
兵庫県姫路市西中島208番地4 サンワプラザ花北201号

だということでの差別や非人間的な扱いを決して許さないことです。

すぐにすべてのことが出来るわけではありませんが「誰かがやってくれるかもしれない」運動から「自ら参加しつくる」運動を目指していけば大きな発展を遂げると思います。社会が大転換しようとする今、非正規労働者の闘いは時代を大きく変えていく、その主人公なのです。

## NPO 「非正規センター・ゆい」 の二つの課題

理事 椿 茂雄

「ゆうせい非正規労働センター・ゆい」がNPO法人として正式に発足しました。「非正規センター・ゆい」には二つの課題があると思います。

ひとつは、郵政に働く期間雇用社員をはじめとする全ての非正規労働者の「均等待遇」の実現です。同じ仕事と責任を負わされながら正社員の半分にも満たない低賃金で働かされ、雇用も不安定という実態は一日も早くなくさなくてはなりません。

もうひとつは、非正規労働に代表される「パート労働」という働き方の再考・確立です。いまの日本では、パート＝有期雇用＝低賃金という構図が確立し、当然視されています。そこにはパート労働が主婦などの家計補助的労働として始まったという背景があります。

しかし今では、子育て世代や高齢者、ボランティア等の社会活動と両立させる働き方としてパート労働を主体的に選択している人も少なくありません。むしろこれからの社会を考えるとこうしたライフサイクルと合わせた働き方が求められていると思います。こうした働き方を前向きに受け止め、コスト論に立った正規・非正規労働ではなく、働き方としてのパート労働が問われていると思います。

郵政に埋没することなく、NPO法人としての社会的責任として、社会のあり方と一体のものとして考えていきたいと思っています。

《ゆうせい非正規ブックレットNo.1》

### 『格差社会をどうつくかえるか』

第5回ゆうメイト全国交流会講演記録  
講師：後藤道夫さん(都留文科大学教授)

- ・なぜ貧困が急増したのか？
- ・ワーキングプアと何か

等々、本当に「ためになる」ブックレットです

## 全国に運動を つなげていくことが 課題

監事 下見 徳章

丁度10年前、「伝送便」ホームページを立ち上げたとき、最初にメールを頂いたのがゆうメイトさんからでした。当時ゆうメイトという言い方もまだ定着していませんでしたが、その後もWeb伝送便宛に寄せられるメールの大半は非正規労働者さん達からの切々とした、叫びにも似た訴えでした。グーグルもなかった当時、どうやって伝送便という超マイナーなホームページを探し当てたのか、それが逆にこの重大さを思い知らされた覚えがあります。

そのときにピンと来たのが、遠からずここが労働運動の主戦場になるに違いないという思いでした。

その後現場ではこれまでの既成の労働組合から袂を分かった独立組合が続々と誕生し、これまで主にネット上での告発等を通してしかメールの相談に対処できなかったものが、これら労働組合を通して具体的な解決能力を得ることができたと思っています。その恩恵たるや飛躍的なものがあつたと思っています。

そして「ゆうメイト全国流会」のホームページが起ち上がり、そこには労働組合の成果である労働条件に関わる各種協約や様々なマニュアルが整理して掲載され、現場の非正規労働者にとってもっとも有益なサイトとして発展して来ただろうと思います。

「ゆうメイト全国流会」がこの度めでたくNPO法人としてその運動が発展して来れたのも、全国の郵政非正規労働者の思いに支えられきたこそだと思います。

非正規労働者の問題はこの国の労働運動の主戦場になりました。以前にも増して労働相談は増えています。ただ問題はやはり頼りになる労働組合に行き着くまでの障害が、実は未だ少なくないものであることも事実でしょう。

単純に相談者の近くに頼りになる労働組合員がいないといった問題から旧特定局など小規模な職場故の人間関係への配慮等、まだまだ救いきれない、対応に苦慮する場面は今も続いています。

NPO法人「ゆうせい非正規労働センター」に課せられた課題はこれら困難な課題を正面から引き受け、さらに全国に運動を繋げていくことだろうと思います。

共にがんばりましょう。



2月8日(日) 大阪弁天町市民学習センター

# 近畿期間雇用社員学習・交流会開催

2月8日に大阪市の弁天町市民学習センターで、ゆうせい非正規労働センター主催の「近畿期間雇用社員学習交流会」が開かれました。

当日の参加者は、期間雇用社員と正社員で20名。期間雇用社員の集まりに初参加の方も何名か来られていました。

主催者からのあいさつと参加された団体から発言の後、非正規センターゆい理事長の稲岡さんから「期間雇用社員がおかれている実態と闘い方」というテーマで問題提起がありました。

●昨年からの世界同時不況で企業の規模に関わらず、派遣社員、期間雇用社員の切り捨てが行われ、大きな社会問題となっている。非正規労働者の現実が厳しいのは、企業が景気等の社会状況に対応して、いつでも切り捨て可能な雇用形態として非正規労働者を作ってきた。

また非正規労働者が低賃金なもの、利潤追求に向けた賃金抑制として非正規労働者を雇用しているからである。

●郵政で働く期間雇用社員の大半も、年収200万円以下のワーキングプアであると言えるが、賃金やワーキングプアの増大等々、基本的学習をし、社会のしくみを知り解決する方法を見出していく事が必要。

この後●「憲法25条の再確認」●財界、連合労組の提唱するワークシェアリングを批判的に検証し、雇用制度や働き方、社会の仕組み総体として論議していく必要があると提起された。

●「権利を知ろう、そして行使しよう」

年休も特別休暇(忌引きなど)も請求しないと会社は付与する義務はない。

自分の労働時間を自己管理する。特に超勤など手当てに関わる時間を記録する。会社が計算ミスをする場合も少なくないので。

●現在の期間雇用社員制度の問題点として

・社員、月給制契約社員への登用について、基準が曖昧。

管理者による恣意的判断による登用から、基準の明確化、登用基準の協約化必要。

本人の能力とは無関係の勤務時間数を基準にするのは問題。

- ・退職金制度がない・夏期、冬季休暇がない
- ・計画年休制度がない・時間休制度がない

報告：大阪城東支店期間雇用社員  
非正規センター(ゆい)事務局  
天野 美奈子

- ・スキル評価
- ・早朝出勤等手当てにおける社員との格差

その他、社員との格差を含め多くの問題点がある。非正規センターとして、多くの期間雇用社員から意見を集め、組合とも連携して均等待遇実現の要求をまとめる取り組みを進める。

続いて簡単な自己紹介の後、フリー討論に入りました。参加者からは、「期間雇用社員に忌引きは適用されるのか?」、「期間雇用社員の勤務時間数がバラバラの部署で、課長代理が担務表を作るのを放棄、ゆうメイトリダーが作っているが問題はないか?」、「毎年、年休を全て消化できていないが、年休は何年間有効?」などの質問や、「期間雇用社員の高齢層と若年層の間で、仕事のスピードをめぐってイジメに近いような話が多い」、「社員の期間雇用社員に対する仕事の進め方や教え方が人によって違う。パワハラがある」、また局会社の窓口担当者からは「総合担務制になり、全部評価こなさないとAの習熟度有りにならない」などの問題点が出されました。

今回、非正規センターができて初めての学習会。稲岡さんは「非正規センターには、非正規から正規への不満のメール等が増えている。正規、非正規の対立があるが、今回の学習会のように、正規、非正規で共に集会や学習会で意見を交わす事は重要である。」と発言されました。

時間も限られており言い足りない事も多いと思いますが、普段余りに「権利」とかけ離れた位置にいるため、初歩的な事でさえ知らない事も多く、一つ一つ権利を行使していくステップになるような学習会でした。

## 萩原さん解雇撤回裁判 第6回口頭弁論

2009年4月24日(金)16時

岡山地方裁判所

「萩原君を支える会」への加入を(年会費500円)

振替口座 口座名 「萩原君を支える会」

口座番号 01320-4-86685